

閣法「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」、議員立法「生活保護法等の一部を改正する法律案」（子どもの生活底上げ法案）に対する代表質問

平成30年3月30日
無所属の会 金子恵美

無所属の会の金子恵美です。会派を代表し、ただいま議題となりました、政府提出「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」及び野党提出「生活保護法等の一部を改正する法律案」について質問します。

質問に先立ち、申し上げます。

森友学園の公文書改ざん問題で、佐川前国税庁長官の証人喚問が行われましたが、疑惑はさらに深まったと言えます。いったい誰が、なんの目的でこのような前代未聞の公文書改ざんを行ったのか、真実が明らかにされなければ、行政だけでなく国会に対しての国民の皆様の信頼を回復することはできず、民主主義が崩壊してしまいます。引き続き、我々野党は一致結束して、真実解明に向けて取り組んでまいります。

それでは、まず、政府提出法案のうち、生活困窮者自立支援法の改正について伺います。

そもそも生活困窮者自立支援法の内容は、民主党政権で検討した「生活支援戦略」を踏襲したものであり、生活保護受給に至っていないものの、生活にお困りの方に対するセーフティネットとして一定の役割を果たしています。生活困窮者自立支援法の制定により、自治体で様々な支援事業が展開されることになりました。しかし、その多くは自治体の任意事業にとどまっており、実施率については年々上昇してはいるものの、2割から5割台にとどまっています。

任意事業のうち、特に子どもの学習支援事業は、貧困の連鎖を断ち切るために必要不可欠な事業です。政府提出の法案には学習支援事業を強化することが盛り込まれていますが、それだけでなく、自治体に対する支援策を講じることを前提に必須事業にすべきであると考えます。この点について安倍総理の見解を伺います。

民主党政権で検討した「生活支援戦略」には、改革の方向性として「初期段階から、『谷間』のない総合相談や『待ちの姿勢』でない訪問型支援（アウトリー

チ)、チームアプローチによる支援を展開し、『包括的』かつ『伴走型』の支援態勢を築く」ことが掲げられています。政府提出の法案には、自治体の各部局において生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化することが盛り込まれていますが、「生活支援戦略」の方向性に沿った改正であると考えます。ただし、人材を確保しないまま利用勧奨を行って支援対象者が増えれば、支援が滞ってしまうおそれがあります。支援事業を担う人材を確保するためにどのような対策を講じるのか、厚労大臣に伺います。

次に、生活保護法の改正について伺います。

大学進学率は全世帯では約73%となっている一方、生活保護世帯では約33%と著しく低い水準にとどまっています。政府提出の法案には生活保護世帯の子どもが大学等に進学した際に一時金を支給することが盛り込まれていますが、一時的な支援でどのくらい進学率を向上させることができるのか、総理に伺います。

次に、児童扶養手当法の改正について伺います。

2016年の児童扶養手当法改正の際、私たち野党は児童扶養手当の毎月支払を議員立法で提案しました。児童扶養手当の支払回数増加について、当時の塩崎厚生労働大臣は「自治体における円滑な支給事務の実施体制の確保との関係で難しい」と答弁されました。今回、政府は年3回の支払を6回に増やすことを法案に盛り込んでいますが、わずか2年の間に急に、年6回までの実施体制が自治体で確保されたのでしょうか。具体的にどのような変化があったのかご説明下さい。厚労大臣の明確な答弁を求めます。

また、政府提出の法案で支払回数が増えると言っても、年6回にとどまっています。毎月の決まった支払いに対応する家計管理の観点からは、児童扶養手当を毎月支払にすることが必要です。なぜ毎月支払ができないのか明確にお答えください。厚労大臣の答弁を求めます。

また、2016年の法改正の際に、私たち野党は第2子以降の多子加算を一律に1万円に引き上げることが議員立法で提案しました。その時の政府提出法案によって第2子は1万円に引き上げられたものの、第3子以降については引き上げが小幅で6千円にとどまりました。法改正の際、児童扶養手当の加算額を含む支給額の在り方について検討し、検討結果に基づき適切な措置を講ずることとの附帯決議が付されていますが、今回の政府提出法案に多子加算の引上げは盛り込まれていません。附帯決議に基づいて、政府は多子加算についてどのような検討を行い、どのような判断で見直さないことにしたのかご説明下さい。総理の答弁を求めます。

議員立法の提案者には、今回は多子加算を引き上げるのではなく、児童扶養手当本体を1万円引き上げることにした理由を伺います。

また、2016年に野党が提出した議員立法では、20歳未満まで対象を拡大するものの、対象を学生等に限定していましたが、今回の野党案では学生等に限定せずに20歳未満まで拡大することとしています。議員立法の提案者にその理由を伺います。

次に、今般の生活扶助基準の引き下げについて伺います。今般の引き下げは、厚労省の生活保護基準部会の報告書でも懸念が示された水準均衡方式を前提としたものです。基準部会の報告書は、新たな検証方法を開発することを求めています。どのような方向性でいつまでに検討するのかご説明下さい。総理の見解を伺います。

最後に、私たちは国民生活を向上させるため、親から子に引き継がれる貧困の連鎖を断ち切るための対策やセーフティネットの拡充に引き続き全力で取り組んでいくことを申し述べ、私の質問を終わります。